

## 旭川市保育体制充実事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育所等に対し「特定教育・保育，特別利用保育，特別利用教育，特定地域型保育，特別利用地域型保育，特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）及び特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日府政共生第350号，26文科初第1464号，雇児発0331第9号）」（以下「基準等」という。）に規定する保育士の数を超える保育士及び予備調理員を配置させ，又は施設に勤務する産休又は病休職員の勤務を臨時的に任用した代替職員に行わせる旭川市保育体制充実事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め，入所児童の処遇確保や職員の母体の保護又は専心療養の保障を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 この要綱に定める事業は以下のとおりとする。

- (1) 私立認可保育所，私立認定こども園及び私立小規模保育事業所に対し，基準等に規定する保育士の数を超える保育士及び予備調理員等配置に対する助成  
配置基準等については，旭川市保育体制充実補助金交付要綱にて別途定める。
- (2) 施設に勤務する産休又は病休職員の勤務を行わせるために臨時的に任用した代替職員配置に対する助成

### (用語の定義)

第3条 この要綱及びこの要綱に基づき制定する補助金交付要綱において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 「施設の職員」とは，次に掲げる施設種別及び職種に該当する常勤の職員をいう。

施設種別	職種
私立認可保育所，私立幼保連携型認定こども園，私立保育所型認定こども園	保育士，栄養士，調理員

- (2) 「産休等職員」とは，施設の職員のうち出産することとなる者又は傷病のため31日以上療養を必要とする者で，補助事業者の承認を得た休暇（産休又は病休）を取得しており，第4条に掲げる休業期間中，就業規則又は労働契約の定めるところにより，労働基準法第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者をいう。
- (3) 「産休等代替職員」とは，産休等職員の職務を臨時的に行う者をいう。

### (産休等代替職員の補助対象範囲)

第4条 産休等代替職員を臨時的に任用する期間のうち，補助対象となる期間は次の期間とする。

- (1) 職員が出産することとなる場合，職員の分娩予定日前8週間目（多胎妊娠の場合

は14週間目)に当たる日から、分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内において、あらかじめ必要となる期間。

(2) 職員が傷病のため31日以上継続する療養を必要とする場合、職員が休暇を開始して30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。